平成２９年（フ）第１５号
千葉県館山市川名754番地の53
債務者　田中　教弘
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第５６３号
京都府木津川市州見台１丁目17番地１　ＣａｓａＥ．Ｊ．Ｉ　106号
債務者　杉岡　　舞（旧姓谷下）
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７３号
鳥取県米子市二本木1690番地
債務者　竹本まゆみ
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第４５８号
広島市安佐南区山本４丁目14番23―201号
債務者　松下工務店こと　松下　　卯
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５２７号
広島県廿日市市可愛11番29―1306号
債務者　坂本　彩香
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５４０号
広島県山県郡北広島町川小田10075番地４、住民票上の住所広島市佐伯区五日市町大字下河内27番地１　ダイアパレス下河内807号室
債務者　千葉　良成
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４号
香川県観音寺市茂木町１丁目４番46号
債務者　吉田　大輔
1　決定年月日時　平成29年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第９３５号
福岡市東区馬出３丁目14番13号
債務者　津田　　玲
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９３６号
福岡市東区馬出３丁目14番13号
債務者　津田美代子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９９９号
福岡県朝倉市堤1574番地１　アーバンハイムＩ　101号
債務者　山内　有加
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０１９号
福岡市西区周船寺３丁目８番20―201号
債務者　川畑　香織
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２９号
宮城県石巻市前谷地字新二間堀９番地２、前住所宮城県登米市米山町中津山字千貫419番地
債務者　遠藤　和美
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
秋田県北秋田市栄字前綱107番地10、前住所山形県鶴岡市茅原字西茅原12番地８レオパレスルミエール209号
債務者　佐々木文義
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第１４号
福島県南相馬市原町区上太田字陣ケ崎139番地の１
債務者　鈴木佳小里
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２９年（フ）第７１号
茨城県龍ケ崎市4832番地
債務者　宮本　厚美
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第９８号
徳島県徳島市応神町東貞方字八幡前110番地の１　グラーディア202
債務者　松岡　佑希
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３０号
徳島県徳島市住吉２丁目３番43―103号　プレジール白鵬
債務者　風間　　聡
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
徳島地方裁判所民事部